社会福祉法人磐田市社会福祉協議会理事及び監事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の定款第19条の規定に基づき、本会の理事及び監事の選任に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員の定数)

- 第2条 理事及び監事の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 理事 12人
 - (2) 監事 2人

(選任方法)

第3条 理事は、次の各号の団体等の中から評議員会において選任し、会長が委嘱する。監事は、 理事、評議員、職員及びこれらに類する他の業務を兼任することができず、社会福祉事業につい て識見を有する者及び財務管理について識見を有する者を評議員会において選任し、会長が委嘱 する。

<i>y</i> • 0 0		
(1)	学識経験者	2人
(2)	民生委員児童委員協議会	1人
(3)	自治会連合会	1人
(4)	行政職員	1人
(5)	ボランティア連絡協議会	1人
(6)	身体障害者福祉会	1人
(7)	老人クラブ連合会	1人
(8)	保護司会	1人
(9)	社会福祉施設を経営する者	1人
(10)	地区社会福祉協議会連絡協議会	1人

2 理事又は監事に欠員が生じたときは、速やかに前項の手続を経て補充しなければならない。

1 人

附則

(11) 社会福祉協議会

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月7日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。